

群馬県後期高齢者医療広域連合公表第6号

群馬県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年条例第22号）第4条の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を公表する。

令和8年8月24日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 臂 泰雄

令和 7 年度

群馬県後期高齢者医療広域連合
人事行政の運営等の状況

群馬県後期高齢者医療広域連合

令和 8 年 8 月

〔人事行政の運営の状況〕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、本広域連合を構成する県内市町村からの派遣職員で構成されており、職員は、派遣元の市町村と本広域連合の身分を併任しています。

(1) 職員の任免

① 職員の任命

令和7年4月1日、県内市町村からの派遣職員11人を広域連合職員に任命しました。

② 職員の任命解除

令和7年3月31日、県内市町村からの派遣職員11人を任命解除しました。

(2) 派遣元市町村の種別職員数の状況

派遣元	市	町	村	合 計
人 数	21人	4人	1人	26人

(3) 職制別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	職員数	
	令和6年度	令和7年度
事務局長	1人	1人
事務局次長兼総務課長	1人	1人
課長	2人	2人
室長	1人	1人
室長代理	1人	1人
主幹	10人	14人
主任	7人	4人
主事	3人	2人
主任保健師	0人	0人
保健師	0人	0人
専門員	0人	0人
計	26人	26人

（広域連合職員定数条例による定員：30人）

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価については、派遣元の市町村においてそれぞれ実施されています。

3 職員の給与の状況

職員の給与（退職手当を除く。）等は、派遣元がその関係規定に基づき支給し、広域連合が負担しています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間及び休日については、本広域連合の規定を適用し、勤務時間及び休日以外の服務については、派遣元の規定を適用しています。

1 週間の 勤務時間	勤務時間	休憩時間
3 8 時間 4 5 分	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

5 職員の休業に関する状況

派遣元市町村の規定により付与されています。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

該当なし

7 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

承認件数は次の通りです。

研修の受講等	厚生に関する 計画の実施 (健康診断等)	広域連合長が 定める場合	計
0 件	2 5 件	0 件	2 5 件

(2) 営利企業等従事許可の状況

該当なし

8 職員の退職管理の状況

広域連合の職員は、地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の規定に基づき、本広域連合を構成する県内市町村からの派遣職員で構成されており、職員は、派遣元の市町村と本広域連合との身分を併任しています。退職に際しては、併任が免ぜられ、派遣元市町村に帰任してからとなるため、職員の退職管理については、派遣元の市町村においてそれぞれ実施しています。

9 職員の研修の状況

派遣元市町村において行なわれる研修や、国や県等が主催する業務上必要となる知識や技術向上のための研修に参加し、人材育成を図っています。

1 0 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の状況

各種健康診断等の厚生事業については、派遣元市町村において実施しています。

(2) 公務災害補償の状況

該当なし

〔公平委員会の業務の状況〕

広域連合は令和2年度から群馬県市町村公平委員会を共同して設置する団体となっており、広域連合の職員に係る群馬県市町村公平委員会の業務の状況は次のとおりです。

業 務	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分に関する審査請求の状況 〔行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行前に された不利益処分に関する不服申立てを含む。〕	0 件